

意見募集案件	北広島市教育振興基本計画(2021-2030)案について
担当課	教育部小中一貫・教育施策推進課 電話 011-372-3311 内 4832

意見募集期間	令和2年12月15日(火) から 令和3年1月15日(金) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所小中一貫・教育施策推進課及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>教育部小中一貫・教育施策推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-4525 電子メールアドレス: ikkan@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和3年1月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページを公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 計画年度を令和3年度から令和12年度とし、2030年以降の社会を見据え、未来を担う人づくりのための新たな北広島市の教育に関する基本的な計画を定めるとともに、教育施策を計画的かつ着実に推進するために策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市教育振興基本計画(2021-2030)案」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 教育基本法第17条第2項</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 教育行政における最上位の個別計画として、令和3年度からこの計画の実施に取り組みます。</p>
対象となる政策等 の原案	・北広島市教育振興基本計画(2021-2030)案
その他	・寄せられた意見を参考に北広島市教育振興基本計画(2021-2030)の策定を進め、令和3年2月の教育委員会会議へ提案予定です。